

大和市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、認定等に係る事務について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する申請の取下届及び取りやめ届)

第3条 法第12条第1項及び第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画を市長に提出した者は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該計画を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下届(第1号様式)2通を市長に提出しなければならない。

2 法第12条第1項及び第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画を市長に提出した者は、特定建築行為を取りやめたときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく特定建築行為取りやめ届(第2号様式)2通に、省令第4条第1項第1号の通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第13条第2項及び第3項の規定による手続きについて準用する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付等)

第4条 省令第11条に規定する軽微な変更該当することを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書(第3号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書のうち変更に係る図書(当該変更が、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更である場合にあつては、各種計算書に代えて建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(参考様式))を添えて、市長にしなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る変更が省令第3条に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書(第4号様式)を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る変更が省令第3条に規定する軽微な変更該当しないと認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微な変更該当しない旨の通知書（第5号様式）を当該申請者に交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請に係る変更が省令第3条に規定する軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときは、軽微な変更該当するかどうか決定することができない旨の通知書（第6号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（軽微変更該当証明申請書の取下届）

第5条 前条第1項の軽微変更該当証明申請書を提出した者は、軽微変更該当証明書の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、軽微変更該当証明申請取下届（第7号様式）2通を市長に提出しなければならない。

（届出等に添えるべき図書等）

第6条 省令第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 附近見取図
- (2) 配置図
- (3) 仕様書（仕上げ表を含む。）
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 各種計算書
- (6) 各種計算書の根拠を示す資料
- (7) 設備関係図書
- (8) 建築物の全部又は一部について、次のいずれかの評価書又は認定通知書（以下「評価書等」という。）の交付を受けている場合は、その評価書等

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級が等級4若しくは5であるものに限る。）又はその写し

イ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合する場合に限る。）又はその写し

ウ 法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書又はその写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法

第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による低炭素建築物新築等計画の認定通知書又は変更認定通知書又はその写し

- (10) その他建築物エネルギー消費性能基準に適合することの確認に必要な図書
(市長が届出に不要と認める図書)

第7条 省令第12条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前条第9号に規定する評価書等を提出した場合にあっては、各種計算書
(届出の取りやめ届)

第8条 法第19条第1項の規定又は附則第3条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を市長に届け出た者は、届出に係る行為を取りやめたときは、取りやめ届(第8号様式)2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第20条第2項及び法附則第3条第7項の規定による手続きについて準用する。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請における市長が必要と認める図書)

第9条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「計画」という。)が、法第30条第1項各号に掲げる基準(以下「認定基準等」という。)に適合していることについて、あらかじめ住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という)又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)による審査を受けた場合当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が認定基準等に適合している旨を示す書面
- (2) 計画が、住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けている住宅に係るものである場合 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1 5-1断熱等性能等級の項に定める等級4及び同表5-2一次エネルギー消費等級の項に定める等級5(法の施行の際現に存する建築物については等級4以上)に適合しているものに限る。)の写し

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請における市長が必要と認める図書)

第10条 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、法第36条第1項の規定による認定を受けようとする建築物が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 認定基準等に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が認定基準等に適合している旨を示す書面
- (2) 法第30条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けている場合 省令第3条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条の規定による認定を受けている場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (4) 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「性能基準」という。)に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が性能基準に適合している旨を示す書面
- (5) 品確法第5条第1項に規定する建設住宅性能評価書を受けている場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1 5-1断熱等性能等級の項に定める等級4及び同表5-2一次エネルギー消費量等級の項に定める等級4又は等級5(法の施行の際現に存する建築物については等級3以上)に適合するものに限る。以下「建設住宅性能評価書」という。)の写し

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書。

(市長が認定申請に不要と認める図書)

第11条 省令第23条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、第9条第1号、第2号、第10条第1号、第2号、第3号又は第4号に掲げるものを提出する場合における省令第1条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書とする。

(建築確認申請書の提出部数等)

第12条 法第30条第2項の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下この条において「建築確認申請書」という。)の部数は、正本1通及び副本2通とする。ただし、同法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合は、建築確認申請書に当該建築物について同法第6条の3第7項又は同法第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第1条第1項に規定する申請書の写しを添付

するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請の取り下げ)

第13条 法第29条第1項の規定による認定の申請、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請又は法第36条第1項の規定による認定の申請をした者(以下「申請者」という。)は、これらの申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下届(第9号様式)2通により市長に届け出なければならない。

(認定をしない旨の通知)

第14条 市長は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は法第36条第2項の規定により認定をしないときは、不認定通知書(第10号様式)によりその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめ届)

第15条 認定建築主(法第31条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等(法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ届(第11号様式)に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、市長に申し出なければならない。

- (1) 法第30条第1項の認定を受けた場合 省令第3条第2項に規定する通知書。
- (2) 法第31条第2項において準用する法第30条第1項の認定を受けた場合 省令第6条において準用する省令第3条第2項に規定する通知書。
- (3) 法第36条第2項の認定を受けた場合 省令第8条第2項に規定する通知書

(工事完了報告)

第16条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事(以下「工事」という。)が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事完了報告書(第12号様式)に次の各号のいずれかに掲げる図書を添えて、速やかに、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事監理報告書の写し。
- (2) 建設住宅性能評価書の写し。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事の完了を確認することが出来る書面で市長が適当と認めるもの。

(認定を取り消す旨の通知)

第17条 市長は、法第34条又は法第37条の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（第13号様式）によりその旨及びその理由を認定建築主又は建物の所有者に通知するものとする。

(指示に係る措置の報告)

第18条 法第16条第1項、法第19条第2項、法第32条、法第38条第1項及び法附則第3条第3項の規定により報告を求められたものは、報告書（第14号様式）により市長に報告しなければならない。

(様式)

第19条 この基準で使用する書式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱い基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この取扱い基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	建築物エネルギー消費性能確保計画取下届	第3条第1項
第2号様式	建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく特定建築行為取りやめ届	第3条第2項
第3号様式	軽微変更該当証明申請書	第4条第1項
参考様式	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書	第4条第1項
第4号様式	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書	第4条第2項
第5号様式	軽微な変更該当しない旨の通知書	第4条第3項
第6号様式	軽微な変更該当するかどうかを決定できない旨の通知書	第4条第4項

第7号様式	軽微変更該当証明申請取下届	第5条
第8号様式	取りやめ届	第8条第1項
第9号様式	建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下届	第13条
第10号様式	不認定通知書	第14条
第11号様式	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ届	第15条
第12号様式	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事完了報告書	第16条
第13号様式	認定取消通知書	第17条
第14号様式	報告書	第18条